

○鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令
(平成17.7.7 鹿児島県警察本部訓令17)

目次

	ページ
第1章 総則(第1条・第2条)	1451
第2章 所属長等の責務(第3条・第4条)	1452
第3章 分限審査委員会(第5条—第7条)	1452
第4章 審査手続等(第8条—第19条)	1453
第5章 分限処分の手続(第20条—第22条)	1456

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)、鹿児島県地方警察職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第39号。以下「条例」という。)及び鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則(昭和29年鹿児島県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 鹿児島県警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する警察職員(条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。)をいう。
- (2) 所属長 鹿児島県警察本部(以下「本部」という。)の課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長並びに警察学校長並びに警察署長の職にある者をいう。
- (3) 分限処分 法28条第1項若しくは第2項又は条例第2条において準用する鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第50

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

号) 第6条の規定に基づき、職員をその意に反して、降任し、免職し、休職し、又は降給する処分をいう。

(4) 分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

第2章 所属長等の責務

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項各号又は第2項各号に掲げる事由(以下「分限対象事由」という。)のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実を調査しなければならない。この場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書(別記第1号様式)に身上調査書(別記第2号様式)及び次に掲げる証拠を添えて、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経て速やかに本部長に申し立てなければならない。

(1) 分限処分を申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)の上申書又は陳述書。ただし、被申立者が上申書の提出若しくは陳述を拒んだとき又は所在不明その他やむを得ない事由があり被申立者の上申書若しくは陳述書が得られないときは、所属長の作成に係る事実調査書

(2) 関係者の上申書又は陳述書

(3) 投書、申告等に係るものについては、これらの関係書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な証拠

(警務課長等の責務)

第4条 前条の規定は、警務課長の責務について準用する。この場合において、同条中「所属長」とあるのは「警務課長」と、「所属の職員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

2 警務部監察課長は、職員が分限対象事由のいずれかに該当し、当該職員を分限手続に付する必要があると認めるときは、警務課長に対し通報しなければならない。

3 警務課長は、前条の申立て及び前項の規定による通報について、必要により補充調査を行い、本部長に報告しなければならない。自ら認知したときも、同様とする。

第3章 分限審査委員会

(委員会の設置)

第5条 職員の分限に関する審査を行うため、本部に鹿児島県警察分限審査委員会

(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、本部長の要求に基づき、職員が分限対象事由に該当するかどうかを公正に審査するものとする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には本部長をもって充て、委員長に事故があるときは、本部長の指名する委員が委員長を代理する。
- 3 委員には、本部の部長及び警務部参事官兼首席監察官をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。

(委員会の書記)

第7条 委員会に、若干名の書記を置く。

- 2 書記は、警務課に勤務する警視又は警部の階級にある者をもって充てる。
- 3 書記は、委員長の命を受け、庶務に従事する。
- 4 委員長は、書記をして出席委員の職名、事案の概要等必要な事項を記載した分限審査委員会記録（別記第3号様式）を作成させる。
- 5 前項の分限審査委員会記録は、警務課長が保管するものとする。

第4章 審査手続等

(審査の要求)

第8条 本部長は、第3条及び第4条第1項の規定による申立てを受けた場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、分限審査要求書（別記第4号様式）に第3条に規定する証拠を添えて、委員会にその審査を要求するものとする。ただし、法第28条第2項第1号に該当する者で本人から休職の願出があるとき又は同項第2号に規定する休職（以下「起訴休職」という。）を行う必要があると認めるときは、審査手続を省略することができる。

(審査の通知)

第9条 委員長は、前条の規定により、本部長から審査の要求があったときは、所属長を通じて、その旨を分限審査通知書（別記第5号様式）により、被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りでない。

(勤務に関する指示等)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

第10条 本部長は、分限に関する審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者に勤務に関する所要の指示をし、及び鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第40号。以下「支給品等条例」という。）第5条の規定により、被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。

2 本部長は、前項に規定する措置を行った場合において、その必要がなくなったと認めるときは、所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の指示の解除を命じ、又は支給品等条例の定めるところに従い、支給品を支給し、若しくは貸与品を貸与するよう命ずるものとする。

（審査の方法）

第11条 委員長は、第8条の規定による審査の要求があったときは、速やかに期日を定めて委員会を招集し、議事を主宰するものとする。

2 委員会は、書面によりその審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、被申立者その他の関係者に出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

4 委員会の決定は、審査を行った委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

（口頭審査）

第12条 被申立者は、第9条の規定による通知を受けた場合において、口頭審査を要求するときは、口頭審査要求書（別記第6号様式）を委員長に提出しなければならない。

2 被申立者が、分限審査通知書の受け取りを拒否し、又は分限審査通知書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に前項に規定する手続をしないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

（口頭審査の開催通知等）

第13条 委員長は、前条の規定による口頭審査の要求を受けたときは、被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに、口頭審査通知書（別記第7号様式）により被申立者に通知するとともに、第3条の分限処分申立書の写しを送達しなければならない。

2 被申立者は、当該事案について、審査の期日の3日前までに、委員長に対し、証

人の尋問に関し必要な措置を求め、及び証拠を提出することができる。

- 3 委員長は、前項に規定する要求を受けた場合は、被申立者及び被申立者側の証人を委員会に呼び出し、弁明若しくは証言をさせ、又は提出された証拠を審査しなければならない。ただし、被申立者及び証人が相当の理由がなく出席しないとき、再度の呼出しにも応じないとき又は証拠の提出がなかったときは、この限りでない。
(口頭審査手続)

第14条 委員会の口頭審査は、委員長及び委員の過半数が出席しなければこれを行うことができないものとする。

- 2 委員長は、必要があるときは、所属長その他の関係者を委員会の口頭審査に出席させて、当該事案について説明を求めることができる。

(書面審査への移行)

第15条 委員長は、口頭審査の要求をした被申立者が正当な理由なくその期日に出席しないときは、書面により審査を行うことができる。

(除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する分限処分の審査に関与することができない。

(持ち回り審査)

第17条 第11条第2項に規定する書面審査による場合において、委員長が委員会を開催する必要がないと認めたときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）をもって、委員会の決定とすることができる。

- 2 第11条第4項及び前条の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、第11条第4項中「審査を行った委員」とあるのは、「審査を経た委員」と読み替えるものとする。

(委員会の勧告)

第18条 委員会は、事案の審査を終えたときは、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、勧告書（別記第8号様式）により、これを本部長に勧告しなければならない。

(通知送達等の方法)

第19条 第9条及び第13条第1項の規定による被申立者への通知又は送達、第12条第1項及び第13条第2項の規定による委員長への要求は、被申立者の所属長を通じて行うものとする。

第5章 分限処分の手続

(分限処分)

第20条 本部長は、分限処分の必要があると認めるとき、法第28条第2項第1号に該当する者で本人から願出があったとき又は起訴休職を行う必要があると認めるときは、分限処分の要否、種別及び程度を決定するものとする。

2 前項の規定による処分を行うときは、次の各号のいずれかに該当する方法に従って、処分を受けるべき者に対し、辞令に処分説明書を添えて直接交付しなければならない。ただし、直接交付し難い事由がある場合は、内容証明郵便等確実な方法により送達しなければならない。

(1) 本部長が当該職員に対し直接交付する方法

(2) 本部長の命を受け、警務課長又は当該職員の所属長が、当該職員に対し直接交付する方法

3 前項ただし書の規定は、前項に規定する書面の交付に際して、処分を受けるべき者がその受領を拒んだ場合について準用する。

(所属長への通知)

第21条 警務課長は、職員が分限処分を受けたときは、その都度、分限処分を受けた職員の所属長に、辞令及び処分説明書の写しを添えて通知しなければならない。

(分限処分の記録)

第22条 警務課長は、分限処分台帳（別記第9号様式）を備え付け、前条の規定により分限処分が行われた都度、当該台帳に必要な事項を記載しておかなければならぬ。

2 前項の場合において、警務課長は、分限処分を受けた職員の職員人事記録原簿（鹿児島県警察職員の人事記録、人事配置等の取扱いに関する訓令（平成10年鹿児島県警察本部訓令第44号）別記第1号様式をいう。）に所定の事項を記入しなければならない。

3 所属長は、前条の規定による通知を警務課長から受けたときは、その都度、当該職員の分限処分記録表（別記第10号様式）に所定事項を記載の上、保管しておかなければならない。

4 所属長は、所属職員が辞職、死亡等の理由によりその職を離れたときは、当該職員の分限処分記録表を廃棄するものとする。

附 則

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

- 1 この訓令は、平成17年8月1日から施行する。
(鹿児島県警察における公印に関する訓令の一部改正)
- 2 鹿児島県警察における公印に関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
(鹿児島県警察文書管理規程の一部改正)
- 3 鹿児島県警察文書管理規程（平成13年鹿児島県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

別記

第1号様式（第3条関係）

		年 月 日
鹿児島県警察本部長 殿		
所属長 階級 氏名		印
分限処分申立書		
鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令第3条の規定により、次の者の分限処分について申し立てる。		
被申立者	所属 :	階級等 :
	氏名 :	(年 月 日生)
採用年月日 : 年 月 日	現階級等昇任 : 年 月 日	
該当条号	地方公務員法第28条	
	第1項	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
	第2項	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号
(該当するものすべてに■)		
申立理由		
添付資料		

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

第2号様式（第3条関係）

身 上 調 査 書					
採用年月日	年 月 日	現階級昇任年月日	年 月 日	所属	
現所属配置年月日	年 月 日	給 料	年 月 日	階級	号給
過去の分限	処分日	処分の種別・程度	主な処分理由		
・懲戒処分	・	・			
の履歴	・	・			
(別紙記載可)	・	・			
勤務成績					
平素の行状					
部内又は社会の反響					
その他処分を加重・軽減すべき事由					
処分に対する意見					
年 月 日					
所属長 階級 氏名					
<input type="checkbox"/> 印					

第3号様式（第7条関係）

分限審査委員会記録	
開催日時	年月日 時 分 ~ 時 分の間
被申立者	所屬 氏名 生年月日
委員	委員長～本部長 委員～
事案の概要	
審査結果	

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿児島県警察分限審査委員会委員長 殿

鹿児島県警察本部長 団

分 限 審 査 要 求 書

鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令第8条の規定により、次の者の分限処分について審査を要求する。

所 階 氏	属 級 名
事案の概要	
添付書類	
備 考	

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

第5号様式（第9条関係）

		年　月　日
所　属		
階　級　等		
氏　名	殿	
鹿児島県警察分限審査委員会委員長 印		
分限審査通知書		
あなたの次の事案について、当委員会に審査の要求があったので、鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令第9条の規定により通知します。		
なお、口頭審査を要求する場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令第12条に規定する口頭審査要求書を当委員会に提出してください。		
事案の概要		
備　考	<p>1 あなたが、この通知書の受け取りを拒否したとき又は鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令第12条第1項の規定による口頭審査を要求をしないときは、同条第2項の規定に基づき、口頭審査を要求しないものとみなします。</p> <p>2 あなたが口頭審査を要求したとき又は当委員会において口頭審査が必要と認めたときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに口頭審査通知書によりあなたに通知します。</p> <p>3 あなたは、この件について審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の審問に関し必要な措置を求め、証拠を提出することができます。</p>	

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

第6号様式（第12条関係）

年 月 日	
鹿児島県警察分限審査委員会委員長 殿	
所 属 階級等 氏 名 印	
口頭審査要求書	
1 私は、 年 月 日付けの分限審査通知書を受領しました。	
2 私は、 分限審査委員会における口頭審査を	
<input type="checkbox"/> 要求します。	
<input type="checkbox"/> 要求しません。	
備 考	1 該当する□に印を付してください。
	2 この口頭審査要求書は、所属を経由して、当委員会委員長に提出することができます。
3 あなたが、分限審査通知書を受け取った日の翌日から起算して5日以内にこの口頭審査要求書により口頭審査の要求をしないときは、鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令第12条第2項の規定に基づき、口頭審査を要求しないものとみなします。	
4 あなたが、口頭審査を要求したとき又は当委員会において口頭審査が必要と認めたときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに口頭審査通知書によりあなたに通知します。	
5 あなたは、この件について、審査の期日の3日前までに当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、証拠を提出することができます。	

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

第7号様式（第13条関係）

所 属	年 月 日
階級等	
氏 名	殿
鹿児島県警察分限審査委員会委員長 印	
口頭審査通知書	
年 月 日付けの分限審査通知書により、あなたに通知した事案について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので、出席してください。	
なお、あなたが正当な理由なくこの期日に出席しないときは、書面により審査を行うことがあります。	
審査の期日	年 月 日 () 午前・午後 時 分から
審査の場所	
参考事項	
備 考	あなたは、この件について、審査期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、及び証拠を提出することができます。

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

第8号様式（第18条関係）

						年　月　日
鹿児島県警察本部長 殿						
鹿児島県警察分限審査委員会委員長 印						
勧告書						
当委員会は、 年　月　日付け に関する分限審査要求について 審査した結果、次のとおり議決したので勧告する。						
審査の日時	年　月　日　時　分から　時　分まで					
審査の場所						
委員会の決定	(分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を記載)					
審査を行った委員	委員長	委員	委員	委員	委員	委員
委員会の決定に賛成した委員の署名押印欄						

第9号様式(第22条関係)

分限処分台帳

番号		事案名			
所属				階級等	
氏名				年月日生	
事案の概要					
処分				処分月日	
その他					

第2編 警務 鹿児島県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

分 限 处 分 記 録 表		氏 名		生 年 月 日	
分 限 处 分 の 内 容					
処 分 年 月 日	処 分 の 種 别	適用条項	事 案 の 概 要	所 属 名	備 考